

## お知らせ

### 個人の会員と寄付者の皆様へ

当法人（社会福祉法人新潟いのちの電話）への個人の方からの会費、ご寄付については「税額控除」も受けることが出来るようになりました。

当法人は、平成24年2月8日付にて税額控除に係る証明を受けました。

これにより、個人が寄付金を支出した場合には、従来の「所得控除」だけでなく、寄付金額に応じて決まる「税額控除」（2,000円）を超える部分の寄付金の40%相当額が減額となります。ただしその年分の所得税の額の25%の額が限度となります）のどちらかを選択することが出来ます。

たとえば、所得税率が10%の人が、1万円の寄付をされた場合

1) 所得控除による減税額

$$(10,000円 - 2,000円) \times 10\% = 800円$$

2) 税額控除による減税額

$$(10,000円 - 2,000円) \times 40\% = 3,200円$$

したがって確定申告（毎年2月中旬～3月中旬）に際しては、「所得控除」「税額控除」のどちらか有利な方を選択し、納税することが出来ます。（税額控除を選択された場合には領収書の他に同封の「税額控除に係る証明書」が必要です）

詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

社会福祉法人新潟いのちの電話 事務局



福 第 1 6 8 3 号

平成 2 4 年 2 月 8 日

社会福祉法人 新潟いのちの電話  
理事長 石本 勝見 様

新潟県知事 泉 田 裕 彦



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

平成 2 4 年 2 月 8 日から平成 2 9 年 2 月 7 日

